

## 第73回産業統計部会議事録

1 日 時：平成 30 年 1 月 29 日（月）10 時 00 分～11 時 50 分

2 場 所：総務省第 2 庁舎 7 階中会議室

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、河井 啓希、西郷 浩

【専門委員】

三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センター主幹研究員）

【審議協力者（有識者）】

若林 満（全国漁業協同組合連合会漁政部部長）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長 ほか

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：川名管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更について

○川崎部会長 おはようございます。第73回産業統計部会を開催させていただきます。皆様、お忙しい中御出席いただきまして、また、早い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

前回の部会は、12月27日に開催しておりますが、前回に続いて漁業センサスの変更について審議を行います。

今日の部会ですが、いつものように12時までの予定としておりますが、審議の状況によりましては、予定時間を過ぎることもあるかと思っております。その場合には、御予定のある方におかれましては、御退席いただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

それから、今日は2回目とは言いながらも、大体、前半までの審議が済んでおりますので、何とか今回で審議を済ませることができたら予備日を使わないで済むのではないかと考えておりますが、もちろん、いろいろな議論がありましたら、遠慮なく、深く審議していただければ結構かと思っております。

それでは、そのようなことで進めさせていただきますが、審議に入ります前に、本日の配布資料につきまして、事務局から御説明をお願いします。

**○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** それでは、資料の御確認をお願いいたします。

資料1-1としまして、前回部会で出された質問・意見に対する農林水産省の説明資料をお配りしております。それから、資料1-2で、前回部会で千葉県から出された意見に対する農林水産省の説明資料、さらに、資料1-3で、漁業と農林業の兼業についてという資料をお配りしております。また、資料2としまして、審査メモに示された論点に対する回答の資料をお配りしております。最後に、参考としまして、前回部会の議事概要をお配りしています。

ここまでで資料の不足がありましたら、お申し出ください。以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。それでは、資料は大丈夫でしょうか。

今日はマイクがそれぞれの手元にあるのを使いながらということになりますので、よろしくをお願いいたします。

今日の審議内容ですけれども、資料の説明にもありましたとおり、大きく資料1という前回からの引き続きのテーマと、資料2ということで、これまで審議していない部分の議論ということです。その2つに分けて審議を進めてまいりたいと思います。

前回部会での議論の中で整理・報告を農林水産省にお願いした事項が6項目ほどありましたが、これらについて、まず、この資料1-1に沿って審議してまいりたいと思います。

これをざっと見ていただきますと、6項目のうち一番目は、海面漁業地域調査票の変更ということで、選択肢の表記ですとか並び順、それから、未記入かどうかを判断する調査事項の追加など、3点ほど御意見をいただいております。このことについて農林水産省から回答を用意していただいたものがこの資料ということです。

それでは早速ですが、農林水産省から資料の説明をお願いしたいと思います。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** それでは、説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。前回の議論では、「企業参入」という選択肢につきまして、（漁業権の問題を含む）という括弧書きの文言に誘導されて、この選択肢に当てはまらないというように解されるおそれがあるので、括弧書きを削除して単に「企業参入」などの紛れのない表現に改めるべきではないかということでした。また、選択肢の順番につきましても工夫すべきという御意見をいただきました。御指摘を踏まえまして、選択肢の表記は「企業参入」とした上で、中心的な議題となることが多いと思われます「特定区画漁業権・共同漁業権の変更」という選択肢を一番先に提示するように変更したいと考えております。

2 ページを御覧ください。前回の部会では、活性化の取組の選択肢は6区分ありますが、「ある」・「なし」の設定がないと該当がないのか、あるいは記入漏れなのかが分からずに審査時に困らないかという御指摘をいただきました。審査事務を容易にする観点からも、御指摘を踏まえまして、選択肢の最後に「左記の活動は実施していない」という選択肢を設けて該当の有無を明確にしたいと考えています。仮に、先に「活性化に取り組んでいま

すか」とし、イエス・ノーで答えてもらうようにしますと、選択肢に活性化の取組自体を定義しなければなりません。なかなかこれは難しいので、これを避けて、本当に聞きたい項目だけを先に聞く方式といたしました。

3 ページを御覧ください。同じ調査項目のところですが、海浜ゴミは、漂着ゴミ以上に来客による放置ゴミが多いということでした。申請時案のように「漂着」と選択肢に表現した場合、来客による放置ゴミが含まれなくなるのではないかという御指摘をいただきました。見直しの結果ですが、浜の活性化に向けた取組ですので、放置ゴミも含めて清掃活動として把握したいと思っております。このため、選択肢を「漂着・漂流・海底」から「海岸・海上・海底」というように清掃場所を明確にするように変更したいと思っております。また、この記入要領の中に、「海岸には漂着ゴミだけではなくて、放置ゴミを含みます」というようなことを明記するようになりたいと考えております。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、3点ほど御説明いただきましたが、一応、この順番に沿って、御意見等を確認していきたいと思えます。

まず、選択肢の問題ですね。会合・集会等の議題というところですが、これにつきまして、このような変更案ということになります。いかがでしょうか。御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

これについては、確か若林審議協力者から御意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

○若林審議協力者 はい。結構です。

○川崎部会長 他の方は特にないですか。よろしいでしょうか。

そうですね。確かにいろいろ工夫して、このような配列や文言を作られておりますので、特に御意見がないということで、これでよろしいかと思えます。

それでは、特に異論等がないようですので、これについては調査実施者からの報告に沿って修正するというので整理させていただきたいと思えます。

次に、2番目に進ませていただきます。これは活性化の取組についての設問で、最後に全ての取組に該当しないという選択肢を設けるということです。これについては、いかがでしょうか。

これは、西郷委員から御意見をいただいておりますが、よろしいでしょうか。

○西郷委員 はい。これで承知いたしました。

○川崎部会長 分かりました。それでは、これについてもこのような変更で特に異論がないようですので、当部会といたしましては、この修正について了承したということにさせていただきます。

それから3点目ですね。今度は活性化の取組についての文言の変更ということになります。これについては、いかがでしょうか。

こちらは確か三木専門委員から提起された点であったと思いますが、いかがでしょうか。

○三木専門委員 放置ゴミが含まれていることが明確となり、良いかと思えます。

○川崎部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、これにつきましても特に異論がないようですので、了承したということで、この部会の整理とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の項目に進ませていただきたいと思います。

今度は海面漁業地域調査票以外の変更ということになりますが、これは最初に「世帯員すべての人数」の削除というところが出てまいります。これについて、農林水産省から説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 説明いたします。

4ページを御覧ください。前回の指摘の論点ですが、総世帯員と14歳以下の人数につきまして、これらは漁業の後継者として就業構造を検討する上でも重要な情報ではないかという御指摘をいただいたところです。当初の「削除する」という案を再検討いたしました結果、千葉県からもこの項目の分析上の価値は非常に高いという御意見もありますので、引き続き把握して統計データとして提供していきたいと考えている次第です。

なお、水産庁の行政資料で代替できるというように思っております、そういう説明をさせていただいたのですが、5ページに記載させていただきました。「漁港背後集落における現状把握のための実態調査」、これは水産庁が実施する業務統計ということですが、1に目的を記載しています。漁村施策の推進であるとか、あるいは快適な漁港環境の形成あるいは防災対策というところに活用するという目的です。調査対象は、指定漁港の漁港背後集落で、その数は4,100余りとなっております。ちなみに漁業センサスで認定している全国の漁業集落数が6,300余りです。したがって、その3分の2ぐらいが調査対象になっているということになります。3番の調査項目ですが、御覧のとおり、全部で41項目ほどあります。なお、この調査事項の中に、14歳以下の漁家人口は含まれておりませんでした。調査方法ですが、水産庁から都道府県の水産主管課に依頼して、保有情報等を整理していただくという方法です。毎年調査で3月末の状況を10月中旬から下旬にかけて調査して、公表ですが、年が明けて3月までに水産庁ホームページで公表するということです。実はホームページ以外にも、照会に応じて提供するというようになっております。次のページをお開きください。6ページ及び7ページは、この調査の公表結果を都道府県別に整理したのですが、こういう形で出ております。注釈にも記載してありますが、データの詳細は求めに応じて提供可能ですということですが、なかなか国民一般としてはデータを入手するのは困難なようです。当方からは以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、こちらは復活させてはどうかという部会からの意見を踏まえて、復活させるという御提示を頂いております。これにつきまして、何か御意見ありますでしょうか。

これは部会では復活させてくださいという方向で申し上げておりましたので、その方向でやっていただくということなので、特段異論はないというように受けとめさせていただきますが、よろしいでしょうか。これはいろいろ丁寧に水産庁のデータなども当たっていただいて確認していただいた上で復活というように御判断いただいたということですので、丁寧な対応にお礼申し上げたいと思います。

それでは、これにつきましても、当部会として了承したということで整理させていただきます。

きたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の事項に進ませていただきたいと思います。次の事項は8ページになりますが、これは漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加ということで、これについての説明の書きぶりが前回の議事に上りました。これにつきまして、農林水産省から説明をお願いします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 8ページです。説明させていただきます。

団体経営体の責任のある者と海上作業に雇った人、これらについてどちらの調査事項に記入したらよいのか、迷うことのないように説明する必要があるのではないかという御指摘を頂きました。

お答えですが、御指摘を踏まえまして、この資料でいいますと黄色のマーカの部分です。この部分を変更したいと考えております。団体経営体の漁業従事者について、責任のある者や役員の方々、いわゆる経営者側ということになると思うのですが、このような者を1番のこの項目の中で把握していく。一方で、役員以外の雇用された方については、調査票でいうと、次のページになるのですが、「海上作業に雇った人」という項目がありますので、この中に記入していく。このことを調査票に定義しまして、調査事項の一番上段に、この黄色いマーカにあるように、一層明確に記載して注意喚起する。このような変更をさせていただきますと考えています。以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございました。これは、このキーワードをきちんと前面に出していこうという対応ということですが、このような対応でいかがでしょうか。御意見があれば、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

これも従来に比べてより明確になっておりますので、特に調査を回答する人も頭の方からぱっと読んで印象で判断して記入するところもあろうかと思っておりますので、こういうように前に出されたということは良いことではないかと、私としては考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、これについても、この変更をこの部会として了承したというように扱わせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、今度はウですが、「漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢区分」の変更ということです。こちらは9ページになります。これについても、農林水産省から御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** お答えします。9ページの中ほどの調査票の部分を御覧ください。漁獲物・収獲物の出荷先を聞く項目です。前回の議論では、消費者への直接販売の内訳である「自営」、ここには漁協が直営している直売所も含むのかという御質問がありました。自ら運営しているか否かによって、自営かその他の直売所かを判断するように、下にありますように、団体と個人とそれぞれに注釈を書き分けるように工夫いたしました。実は、この調査事項と全く同じ調査事項が、団体経営体調査票と個人経営体調査票、それぞれで全く同じように回答いただくようになっているのです。全国漁業協同組合連合会の若林審議協力者から御指摘があったのですが、こ

れを分かってお聞きになったのだと思うのですが、そうすると、例えば、個人経営体の漁家が自分で運営している直売所で漁獲物を売ったとき、これは自営の直売所となるわけですね。一方で、団体経営体である漁協が、その所有する共同直売所で販売した場合も自営の直売所になってしまう。つまり、同じ自営といいながらも、個人で営んでいる小さな直売所も自営だし、漁協が営んでいるような大きな直売所も自営だしということが生じてしまうということです。したがって、自営とその他の混同を避けるように、表章に当たっては、個人経営体と団体経営体を単純に合算したような統計値は作成しないような工夫を施すこととしたいと思っています。

それから。2番に記載していますが、道の駅で販売が増えているけれども、これも明確にすべきではないかという御指摘を頂きました。これは道の駅という言葉に惑わされることなく、その販売店舗が自営の直売所なのか、自営以外のその他なのかということを経験に御回答いただけるように注釈を入れたいと思っています。したがって、調査票の改善としては、この下に黄色いマーカーがしてあるような部分をしっかりと書き込んで、注意喚起をそれぞれの調査票に対して施していくことを考えています。以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、このような変更ということですが、いかがでしょうか。

若林審議協力者も御了解ということのようですが、確かに、これで自営という言葉の意味が、それぞれにおいて明らかになっているということで、道の駅についても明確に表現されているかと思えます。

それでは、これにつきまして、特に御異論がないというように受けとめさせていただきましたので、この部会ではこの変更について了承したというように扱わせていただきたいと思います。

それでは、次に進ませていただきます。

次のページになりますが、資料1-2と振ってある資料です。これは、前回、千葉県から御意見いただいたことについて整理したということです。これにつきましては、この検討結果ですね。千葉県からは、前回の席上での御意見のほかにも御意見を提出していただいたということですが、それを含めての質問とその御回答という形になっております。

それでは、農林水産省からお願いいたします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** お答えいたします。

資料1-2の1ページを御覧ください。これは前回の議論でいいますと、恐縮ですが、審査メモを御覧いただけるとありがたいのですが、審査メモ7ページの調査項目の部分です。これは雇用者の居住地別の項目ですが、この青枠の部分全部で31項目あり、これを削除したいという案です。これに対して、現状維持を希望したいという御意見を頂戴したということです。

この回答の1番、2番に記載しているのですが、漁業における雇用者の確保、最近には特に様々な就業形態が存在しています。それから、下のグラフに示しましたとおり、同一県内の他の市町村、あるいは県外からの雇用者は減少傾向で推移しておりまして、御覧の図のとおりです。2013年では1万人程度という状況になっているということですね。

次のページですが、このように様々な就業形態や居住形態が存在する中で、同一市町村内からの雇用は減少していること、それから、雇用者の居住地域を市町村域あるいは県域ということだけで把握する必然性は薄れて、行政ニーズもない状況にあります。また、今回削減予定の31項目については、雇用者ごとに、どこに居住地を持つかということを確認しながら記入しなければいけないということもあって、他の項目に比べて記入の際の労力がかかるといことです。千葉県からの御意見もいただきまして、全ての県というわけにいかないのですが、7つほどの県にニーズはどうですかというようなことも含めてお聞きしたのですが、いずれも具体的な利活用は確認できなかった。けれども、せつかくなら継続をとという声もあったのですが、具体的な利活用がなかなか確認できない。それから、むしろ統計主管課からは、記入者の負担も考えて削減を望むという意見も多くありました。したがって、私どもとしては、申請時の案のとおり、削減することとしたいと考えています。

続きまして、3ページです。これは、審査メモで申し上げますと、16ページです。この調査票の図ですが、当初案はここにありますが「きんぎょ」を「その他」に変えるということですが、千葉県からは、「きんぎょ」を残して「その他」を追加してはどうかという御提案でした。本調査票は、全国一律のものとは別に、都道府県ごとに設定が可能な地方選定養殖種類欄を設けています。その欄を活用することによって、各県別に金魚を養殖する内水面漁業経営体の数を把握することも可能です。それから、他の県にも確認いたしましたが、申請時案で良いという意見が多かったこともありまして、申請案どおりにしたいと考えています。

それから、資料の4ページです。これは審査メモの21ページですが、これは遊漁船業の過去1年間の延べ利用者数の項目です。これについても現状維持を希望するという御意見でした。1経営体当たりの利用者数に大きな変化はないため、総利用者数は経営体数から推計が可能であると考えていること、それから、遊漁船業を営むには都道府県知事の登録が義務化されています。したがって、もしも都道府県でどうしても遊漁船の利用者数のデータが必要であるということであれば、こちらからの情報入手が可能ということも考えています。それから、本項目の削除について、他県の意見ですが、不要とする意見が過半を占めているということもありまして、申請時案のとおり削除したいと思っている次第です。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

なかなか調査項目の削除とニーズの問題、それから、回答者側の負担の問題というのはバランスが難しいところではありますが、今のようなことで農林水産省としては削除という方向を打ち出しておられますが、それぞれの理由又は削除したことの影響に伴う対応策といったものを提示していただいたと思います。

さて、これにつきまして御意見等がありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、提起いただきました千葉県からの御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

○久保千葉県総合企画部統計課長 私から千葉県の水産部局に意見照会し、その回答が実は今回の意見という形になりました。意見を申しあげました項目については、千葉県としては、それぞれ漁業経営者の実態把握とか、あるいは施策の検討のための内部資料として蓄積したり利活用したりしているところですので、全国調査ということもありますので、全体を踏まえて農林水産省で調査項目の必要性を再度検討されているというようなことで、千葉県としては、十分私どもの意見も踏まえた上での回答と考えておりますので、こちらの方向で進めていただければと考えております。

なお、先ほど一番最初の項目で、世帯員の内訳の14歳以下の人数というところで、千葉県から特に同じく意見させていただいたのですけれども、これは御了解いただいて現状どおりということで、水産部局も非常にありがたいという意見がありましたので、付け加えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○川崎部会長 御丁寧な説明、ありがとうございました。

なかなかニーズと回答者負担のバランスというのは本当に難しいところではありますけれども、これはそのようないろいろな検討を踏まえて、削減の方向ということが打ち出されております。

それでは、このような方向でこの部会として御了承いただいたということとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これについては、そのように進めさせていただきます。

続きまして、資料を一枚めくっていただきまして、資料1-3の1ページのところになりますけれども、これは漁業と農林業の兼業ということです。これにつきましては、漁業センサスと農林業センサスの結果表章における農業と漁業の兼業者の取扱いなどに関しての御質問をいただいたというのが前回の状況でした。これを踏まえまして、農林水産省で検討していただきましたので、その考え方について報告をお願いしたいと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 資料1-3です。

前回の部会では、今、部会長がおっしゃったように、漁業と農林業の兼業について、どのようになっているかという議論があったところです。世帯員の兼業状況についてですが、まず漁業センサスでは自家漁業以外の就業状態も把握しています。前回のセンサスでは約8%の漁業従事世帯員が、主として自家漁業以外の自営業に従事しているという状況になっております。一方で、農林業センサスでは、農林業世帯員のうち4%が農業以外の自営業に主として従事しているという状況になっているということです。

2ページを御覧いただきまして、家としての兼業状態について見ますと、漁業センサスでは17.2%の世帯が、水産加工や民宿や遊漁、これ以外のその他の自営業に兼業従事しているというようになっています。兼業でもし農業を行ってれば、この17.2%の中に含まれることになるわけです。一方で、農林業センサスでは、66.7%の販売農家世帯が兼業世帯となっているということになります。もし漁業を兼業としているという世帯があれば、この66.7%に含まれるという状況になるということです。

2018年の漁業センサスでは、12月の部会で御審議いただいたように、漁業以外の事業へ

の取組を把握する項目を更に強化することとしています。ここで「農業」の選択肢を設定することとしておりますので、これによって、一層農業との兼業状態が明らかになると考えているという状況です。私どもからは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

兼業というのは、時間的な兼業ということもあります。それから、個人のレベルで見ると、世帯のレベルかということで、兼業と見られるかどうかというのが変わってくるというようなこともありますので、なかなか丁寧に見なければいけないところがあるということであろうかと思いますが、このようなことで、一応、個人のレベルと世帯のレベルでこういう考え方で整理されているということを御提示いただいたということですが、このような考え方で前回御提起いただいた質問に対するお答えとして十分だろうかということの特に西郷委員からいただいておりますので、コメントをいただけたらと思います。

○西郷委員 御回答ありがとうございます。

私が前回の部会で質問させていただいたのは、農林水産業以外は経済センサスなどではたとえ複数の活動、アクティビティーを持っていたとしても、どこかの産業で1回だけ事業所としてカウントされるという形になっているわけですね。それに対して、農林水産業に関しては、ある経営体ないしは事業所が、農業でも1回カウントされて、漁業でも1回カウントされているというダブルカウントが起きているということですね。ですので、少し規模が小さいのであまり問題にはならないのかもしれないのですけれども、例えば、日本全体で活動している事業所ないしは経営体というのがいくつあるのだろうかという、集団のサイズを測るといのはそれなりに重要なことなので、そういう問題を考えたときに、農林水産業以外は事業所のダブルカウントはないけれども、農林水産業に関しては、今お示ししていただいた数字からすると、そんなに気にするほどの重複ではないのかもしれないけれども、ある農業経営体ないしは漁業経営体に関してはダブルカウントが起きている。それは利用者が分かればいいことですが、表章の仕方によっては、他の産業と同じように重複なくカウントされているものだと勘違いされないだろうか、少なくとも私は少し勘違いしていたわけです。ですので、それが利用者に分かるような表章のレベルの情報は把握している。今回、「農業」という選択肢が追加されるということなので、重複の部分がどの程度ありそうなのかということが分かるようになるように私には思えるのですけれども、利用者に分かるような表章というのが工夫できないかというのが、今の御回答を伺って考えてところです。

○川崎部会長 なかなかこれは答え方が難しいところではあるかと思いますが、他の委員の方、あるいは農林水産省からでも、何か今のことについて御意見がありますでしょうか。

今の議論を深めるのに役に立つかどうか分かりませんが、私なりの感想を申し上げますと、今の西郷委員の話は、経済センサスのような経済全体を包括的に漏れなく重複なく捉えるための統計としていかにあるべきかという御議論だと思うわけです。そうすると、漏れなくはあるけれども、異なる統計、農林業センサスと漁業センサスで見ると、微妙に、特に世帯の部分で重複するのではないかということだろうと思うのですが、実は世帯の部

分というのは、事業所といっても自営業の部分になるので、経済センサスのような事業所を中心とした統計とは少し性格が異なるのはやむを得ないのではないかなというのが一つ感じるどころです。

それから、世帯のところでは農業専業、漁業専業で、農林漁業兼業、これは第1種・第2種兼業それぞれありますけれども、そういうのをどう分類していくかとなると、さすがに農林業センサスと漁業センサスではタイミングも少し違いますし、それぞれの目的も少し違うので、ここで完璧にその兼業部分をうまく整理するというのは難しいところがあるのかなという気がします。ただ、例えば、農林業センサスの中で、うち漁業兼業とか、漁業センサスの中でうち農業兼業みたいなものが何らかの形で表章されていると、農林漁家を全部合算したときにダブルカウントが起きないということも可能だろうと思いますので、これは漁業センサスそのものの課題ということよりも、そのような複数のセンサス間での結果が見やすくなるような提示の仕方をどうするかということをお考えいただくということなのかなと思います。

その点で、そういう観点から農林水産省にお尋ねしてみたいのですが、この統計の中で、兼業漁家について、うち農業兼業みたいな形の表章をされる可能性というのは考えられますか。どうでしょうか。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 今説明を申し上げた資料の一番最後の項目であります。実はこのところの農業というのは地元で定住する可能性が非常に高いので、むしろそういうニーズから設定した項目ではあるのですが、幸いなことに、ここで漁業経営体が農業に取り組んでいるという兼業実態は明確に統計値として出てきます。少なくとも漁業センサスにおいては、農業を兼業している世帯数が明確に表章できることになりますので、ここについては満足したものが提供できるかと思っております。

**○川崎部会長** いかがでしょうか、はい。

**○西郷委員** 非常に細かいことを言うと、農林業センサスで捉えられている農業経営体は、販売金額ないしは経営耕地面積で定義されこれを農業経営体としてカウントするというようにしています。今説明のあった項目のようにただ単に農業をしているか否かを漠然と聞くだけでは農林業センサスの対象にはなっていない可能性もあるので、漁業センサスで捉える農業というものがすなわち農林業センサスでの農業経営体に含まれているかという、必ずしもそうではない可能性もあります。ただ、今回御提案いただいたように、農業と漁業との兼業というものがすごく重要であるということであれば、まずは第一歩として、漁業センサスの調査対象の中で農業を兼業している経営体がいつつあるのかということを表章していただくのは、とても重要なことだと思います。

恐らく、私が先ほど産業全体の話をしてしまいましたが、かなりの数の漁業経営体が農業を営んでいるということであれば、そのこと自体、個別の産業を見る上でも非常に重要な情報になると思うので、是非そのようにしていただければと思います。

**○川崎部会長** はい。それでは、今回付け加えられた、この「農業」という選択肢がかなり鍵になりそうですので、これは是非、結果表章の上でも工夫していただいて、農林業を

営む世帯と、漁業を営む世帯の兼業の部分ですね、そのオーバーラップ部分がどれぐらいのボリュームがあるのかということを読み取れるような統計を出していただくというのが、この項目の活用として重要なことかと思えます。

これは、漁業行政の観点ということ以上に、経済全体を把握する経済センサスですとか、あるいは国民経済計算とか、そのような観点からは、恐らく額的には小さいかもしれませんが、重要な部分ではないかと思えます。その点、西郷委員の御意見に留意することとさせていただきたいと思えます。

そうすると、これについては、特に調査事項や結果表章の変更ということではないと思えますので、一応、今のような議論を議事録に残して、今後引き続き農林水産省で対応していただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これで資料の1-1から1-3までのところの審議が終了したということです。

それでは、引き続きまして、今度は資料2になりますけれども、個別の論点についての審議に進みたいと思えます。

これは前回の部会で配布されております資料3-1の審査メモに沿って、残された論点について審議を行いたいと思えます。これについては、まず資料2のところからまいりますと、最初のところ、1ページ目から4ページ目に該当しますけれども、これについて、事務局から説明をお願いします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、資料3-1の審査メモの22ページのサから24ページのスマで、まとめて説明させていただきます。

始めに、22ページのサの「常時従業者数の内訳として雇用者数を把握」についてです。23ページに現行と変更案の図を掲載しております。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票におきまして、他統計との比較可能性を図るため、常時従業者の内訳といたしまして、雇用者の数を把握する調査項目を追加するとともに、常時従業者の定義を変更することとしております。これにつきましては、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」に対応するものですので、他の統計との比較可能性の向上を図るものであるということから、適当と考えております。

次に、24ページですけれども、シの「漁業以外の仕事の状況を把握する調査事項の削除」についてです。今回の変更計画では、内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）におきまして、過去1年間に行った漁業以外の仕事の「自営業」と「勤め」の別の状況や、「自営業」で民宿を営んでいる場合の延べ利用者数を把握する調査事項を削除することとしております。これらにつきましては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますけれども、削除に伴う支障等がないかといった確認など、3つの論点を整理しております。

次に、スの「前回報告値欄（プレプリント）の追加」についてです。今回の変更計画では、内水面漁業地域調査票の過去1年間に漁業協同組合が放流した魚貝類の数量等を把握する調査事項について、前回調査における報告値をプレプリントした欄を追加することとしております。これにつきましては、前回報告値を参考として示すことにより、報告者が

今回報告する数値の紛れをなくしまして、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、調査結果の正確性の確保などの観点からみて、必要かつ十分なものとなっているかの確認など、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今の論点につきまして、農林水産省から説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えします。

審査メモの24ページ、シの論点からまいります。調査票で申し上げますと、24ページの上の枠の部分です。回答の1ページですが、論点は、この項目のデータの推移ということです。内水面養殖業、湖沼漁業ともに兼業経営体が約7割、自営漁業以外の自営業を兼業する経営体が5割弱というようになっています。

ページをめくっていただきまして、2ページです。論点は、民宿を営んでいる経営体のデータの推移ということです。内水面養殖業、湖沼漁業とも、民宿を営む経営体と利用者数は減少しておりますが、1経営体当たりの利用者数は大きな変動を示していないというように見えています。

めくっていただきまして、3ページです。論点は、この項目を削除して支障がないかということです。この項目は、経営の安定化に向けた施策の基礎資料として活用されてきたところです。しかし、データに大きな変動はなく、利活用も低いということもありまして、削除しても支障がないと見込んでいます。

さらに、審査メモの25ページ、中段の論点ですが、調査票でいいますと、審査メモの25ページ上段の青枠の部分です。4ページの1つ目の回答を御覧ください。論点は、プレプリント欄を追加する背景事情ということです。これは、前回の調査の実施中に、報告者より前々回結果、つまり2008年の結果について、この数値に関する問合せがいくつかあったということです。このような点を踏まえまして、今回からプレプリント方式を採用することを計画したということです。

回答の4ページの2つ目ですが、論点は、プレプリントする項目としない項目があるのですが、この項目の違いは何かということです。それから、内水面漁業地域調査票のみプレプリント方式を採用するのですが、この理由は何かということです。これは、プレプリントの対象は、数値を記入する項目のみをプレプリントの対象と考えています。選択する項目についてはプレプリントを採用しません。それから、プレプリントの採用は、調査項目が少なく、情報漏洩のリスクの少ない郵送調査において実施が可能と考えています。このために、今回から調査員調査から郵送調査に切り替える内水面漁業地域調査において導入することを考えていると思っております。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今の農林水産省からの説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特段ありませんか。

それでは、ひとまず、このサ・シ・スの項目の変更につきましては、特段御意見がない、異論もないということで適当と整理させていただきたいと思っておりますが、また後ほど、最後

にもう一度戻ることもできますので、もし後でお気づきでしたら、また後から提示していただいても結構ですが、ひとまず、ここではこれらの変更は適当であるということで整理させていただくということとさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の事項ですが、セの魚市場所属の水産物買受人等に関する調査事項の変更ということです。これは、審査メモでいいますと、25から27ページということです。それから、論点への回答に対しては、資料2では5から6ページということです。

それでは、まず審査メモの説明につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、25ページのセの「魚市場所属の水産物買受人等に関する調査事項の変更」についてです。今回の変更計画では、①のとおり、魚市場調査票における魚市場に所属する水産物卸売業者数及び水産物買受人数を把握する調査事項につきまして、水産物買受人数を「産地出荷業者」、「加工業者」及び「その他」の別で把握することとしております。また、26ページの②魚市場における過去1年間の取扱高を把握する調査事項のうち、取扱金額について、総額の内訳として、「水揚量」及び「搬入量」に相当する取扱金額を把握することとしております。これらにつきましては、政策ニーズに即したデータの把握を行うものであり、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点からみて、3つの論点を整理しております。事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、農林水産省から説明をお願いしたいと思います。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 審査メモ27ページ、セの論点です。調査票でいいますと、25ページ下段から26ページの部分ということです。

回答の5ページを御覧ください。論点は、この項目のデータの推移ということです。表1に水産物買受人数別の魚市場数を示していますが、20業者以上の割合で6割程度を占めているということです。表2に年間取扱高を数量と金額で整理しています。平成25年では587万トン、金額では2兆7600億円程度の取扱いがあったということです。

めくっていただきまして、回答の6ページです。論点は、利活用と変更が適切かという2つの点です。この項目は、これまでも水産物の流通構造の基礎データとして活用されてきたところです。また、この調査項目の変更、この調査票でいうと青枠部分を追加することですが、新たな水産基本計画で示された市場の統廃合、あるいは買受人の拡大ということが課題になっていますが、このようなことで流通機構の改革を進めるために必要なデータとして一層活用されることを見込んでいるということです。以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、この説明に対しまして、御意見、御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

いろいろ流通形態も多様化しているし、かなり複雑であり、またこれは魚の消費には大事なことでもあるだろうと思いますが、そういう意味で、ここを充実していくというのは確かに考えられることであろうと思います。そういう意味でも、特段御意見がないという

ように受けとめました。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましても御了承いただいたということで整理させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。

次の項目は、ソの「水産加工場生産の水産加工品の種類区分の変更」、それから、タの「水産加工品の出荷先を把握する調査事項の追加」です。これは、前回資料3-1の審査メモの中では27から29ページです。それから、今回資料の論点への回答（資料2）では、7ページから11ページです。

それでは、事務局からまず論点の説明をお願いしたいと思います。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** 始めに、27ページの「ソ 水産加工場生産の水産加工品の種類区分の変更」についてです。今回の変更計画では、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の過去1年間に水産加工場で生産された水産加工品の生産量を把握する調査事項におきまして、「その他の食用加工品」のうち、①として塩辛類の「その他」の削除、②として「調味加工品」の「水産物つくだ煮類」及び「乾燥・焙焼・揚げ加工品」の「その他」の削除、③として「調味加工品」の「その他の調味加工品」及び「その他」を統合するほか、「生鮮冷凍水産物」に「冷凍たい類」及び「冷凍かき類」を追加することとしております。

これらにつきましては、報告者負担の軽減を図るとともに、政策ニーズに即したデータの把握を行うものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除・統合に伴う利活用上の支障の有無の確認や、追加する種類区分については、利活用等の観点からみて適切なものとなっているかの確認など、3つの論点を整理しております。

次に、28ページの「タ 水産加工品の出荷先を把握する調査事項の追加」についてです。今回の変更計画では、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票において、水産加工場における過去1年間の水産加工品の出荷先を把握する調査事項を追加することとしております。これにつきましては、政策ニーズへの対応を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているかの確認など、2つの論点を整理しております。事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございました。

それでは、農林水産省からお願いします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** お答え申し上げます。

審査メモの調査票でいいますと、27ページの部分になります。回答は7ページからですが、現行の調査事項の青枠、審査メモの青枠の部分ですが、更にこれを緑枠で囲んだ「その他」の部分がいくつかあるのですが、これを1つにまとめるという変更です。この回答の7ページ、ここでの論点は、データの推移をまず問われているということです。この下の表ですが、その他の食用加工品の種類別の生産量、これは原料魚介類の生産量なので変動するわけですが、全体では微減傾向で推移しています。左端ですが、平成28年では37万8000トン程度ということです。そして、今回、統合対象とする各分類の「その他」欄があ

ります。これについては、構成比ではそれほど大きな変動は示していないという状況になっているということです。

おめくりいただきまして、回答の8ページです。論点では、調査事項の利活用と、削除・統合しても支障は生じないかということです。この項目は、水産加工資金法という法律がありますが、これに基づいて、融資の対象として農林水産大臣が水産動植物を指定しており、この決定に際して活用しているということです。今回の見直しに当たっては、3番に記載してあるとおり、原料となる水産動植物が特定できない各種加工種類の「その他」の欄を統合するものですので、この法律上の利活用においては支障ないと見込んでいます。

おめくりいただきまして、9ページです。ここでは審査メモの28ページ、中段ソの論点ですが、調査票では先ほどの27ページの右側の「冷凍たい類」、「冷凍かき類」の追加の部分です。回答は9ページを御覧ください。ここでの論点は、追加する「冷凍たい類」、「冷凍かき類」の利活用ということです。これらの追加は、今ほど出ました水産加工資金法に基づく融資の対象として、水産動植物を指定する際の判断資料として利活用したいということです。「たい」は、特に最近、西日本の水産加工振興に非常に影響が大きいということ、それから「かき」は新商品の開発であるとか、ブランド化が進んでいるということもありまして、今後、正確な判断が行えるように追加するということです。

おめくりいただきまして、審査メモ29ページ、タの部分の論点です。調査票でいいますと、28ページの下段の部分になります。回答の10ページですが、論点は調査事項の利活用ということです。新たな水産基本計画で示された流通構造の検討には、鮮度保持が欠かせない水産加工業を含めた流通実態の把握が必要です。また、2に記載しましたとおり、輸出の拡大においても、上位5品目で水産物の輸出額の半数程度を占めている。しかも、これらはいずれも水産加工品の形態での輸出が主体となっています。このように、本調査事項は、水産物の流通や物流のあり方、あるいは輸出対策などの総合的な検討への利活用を見込んでいます。

おめくりいただきまして、回答の11ページです。ここでの論点は、出荷先の選択肢は、流通実態に即して適切かということです。この項目の選択肢を下の図に示していますが、2003年の漁業センサスでの選択肢を、流通実態に即すように実績が1割程度の少ない項目については統合して、漁協、加工場、あるいは輸出という選択肢を追加して再開することとしています。また、試行調査においても、この項目で試行してみましたが、同様の項目設定で特段の問題はなく、報告者にとって紛れのない適切な回答をいただいたというように理解しておりますので、これで大丈夫と思っている次第です。当方からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

こういう水産加工品の食品の名前を見ていくと、段々食欲がそそられるところではありますが、需要の実態、それから、市場の実態に合わせて組み替えていこうということで、そこら辺のシェアや動向などを見ながらの御判断をされているということですね。それか

ら、そのほかにもいろいろこういう商品が確かに出回っているのかとかいうことを私も余りよく承知していなかったのですが、もう一つは出荷先の状況につきましても、これまでのものとの系列の関係をよく明らかにしていくということで、これによって時系列比較にも支障がないということかなと受けとめました。ということで、特に御意見はありませんでしょうか。

それでは、この点につきましても、この部会としては了承したということで整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の項目に進ませていただきます。次の項目は、「H A C C Pの手法の導入状況を把握する調査事項の削除」ということです。審査メモ（資料3-1）でいえば、29ページから30ページ、それから、今回の論点メモ（資料2）でいえば、12から14ページということです。それでは、審査メモの説明を事務局からお願いします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** 29ページのチの「H A C C P手法の導入状況を把握する調査事項の削除」についてです。今回の変更計画では、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の水産加工場におけるH A C C P手法の導入の有無及び導入利用を把握する調査事項を削除することとしております。これにつきましては、これまでの本調査結果によっておおむね傾向が把握できたことや、農林水産省が毎年実施している「食品製造業におけるH A C C Pの導入状況実態調査」において、本調査で調査対象としている水産加工場を含め、食品製造業を広く対象といたしまして、H A C C Pの導入状況に関するより詳細な内容を把握していることから、本調査事項を削除することにつきましては、報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う利活用上の支障など、5つの論点を整理しております。事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございました。

それでは、農林水産省から説明をお願いします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 回答申し上げます。

調査票でいいますと、審査メモの29ページの部分、回答は12ページの1つ目を御覧ください。論点は、H A C C P導入状況調査の概要ということです。この調査は、食品製造業全般のH A C C Pの導入実態を把握するものです。食品製造業、飲料、たばこ、それから、飼料製造業を営む従業者5人以上の企業を母集団とする標本調査でして、平成22年から毎年10月1日現在で実施しているものです。

回答の2番ですが、論点は両調査の調査内容ということです。漁業センサスでは、審査メモ29ページで御覧いただいているような調査項目で、H A C C Pの導入状況と導入理由、これのみを調査しています。一方で、H A C C P導入状況調査は、この回答ページの①から⑫にありますように、導入状況のほか、導入の予定や導入未定の理由といったように、より多くの内容について調査しているという状況になっているということです。

おめくりいただきまして、回答の13ページを御覧ください。論点は、両調査のデータの差異とその理由ということです。H A C C Pの導入割合ですが、漁業センサスでは9.7%、一方のH A C C P導入状況調査では25.7%の導入状況となっている。このように差が生じている理由ですが、H A C C P導入状況調査は、従業員数5人以上の企業を対象として実

施している。一方で、漁業センサスは5人未満も含めた全事業所ということですので、これが要因と考えているところです。

おめくりいただきまして、14ページです。論点は、両調査のデータの利活用ということ です。記載の3番にあります。施策としては、EU向けのHACCPの認定施設の増加を目標にしているわけですが、両調査はともに、この推進に当たって、導入状況の現状把握であったり、あるいは効果の検証であったりということに利用されているということです。

回答の下段、5番を御覧いただきたいと思います。論点は、この項目を削除しても支障がないかということです。HACCP導入状況調査では、水産加工場を含んで水産食料品製造業者も対象に施策に関連する実態を毎年、しかも詳細に把握しているということですので、漁業センサスから削除されても、支障は生じないと考えている次第です。以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見等ありますでしょうか。

これはかなりテクニカルな、管理の仕組みがどうなっているかという調査でもあるので、なかなか漁業センサスだけでカバーする問題か、確かにHACCP導入状況調査という別の調査で把握するのがいいのかということもありますので、そちらでしっかり把握されているということであれば、漁業センサスで、恐らくこちらが先に始めたのですが、それがもう一定の役割を終えているということでもあろうかとも思います。

それでは、これについても特段御意見等がないということのようですので、この部会として了承としたというように整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。これで一応、調査事項関係の変更の論点が終了いたしました。次に、「報告を求めるために用いる方法の変更等」という、より大きなトピックに進ませていただきたいと思います。その中には、1つは「オンライン調査の全面導入」、それから、もう一つは、「行政記録情報等の活用」といった論点が含まれております。これらにつきましては、審査メモでは30ページから31ページになります。それから、この論点に対する回答は、資料2の15から19ページになります。

それでは、この「報告を求めるために用いる方法の変更等」についての審議ということで、最初に審査メモの30ページのア、31ページのイにつきまして、事務局から説明をお願いします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** 始めに、30ページの「ア オンライン調査の全面導入」についてです。本調査は、前々回の2008年調査から魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票におきまして、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を実施しておりますが、今回調査からは全ての調査票において政府統計共同利用システム又は電子メールを用いたオンライン調査を導入することなどを予定しております。これにつきましては、報告者の利便性の向上及び調査の効率的な実施等の観点からおおむね適当と考えられますが、今回の変更により、オンライン調査を実施する際に留意すべき点など、31ページに5つの論点を整理しています。

次に、イの「行政記録情報等の活用」についてです。本調査においては、前回調査から漁船登録データの活用により、統計調査員の客体名簿補正の事務負担軽減に取り組んでおりますが、今回調査からは、新たに事業所母集団データベースの情報や、大臣許可・知事許可漁業の名簿情報等を活用することとしております。これにつきましては、公的統計の整備に関する基本的な計画に掲げられる行政記録情報等の活用の推進に対応するものであること、また統計調査員の事務負担の更なる軽減化を図るものであることから、適切と考えております。事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答え申し上げます。審査メモでいうと31ページ、(3)アの論点です。調査票ごとの調査方法は、審査メモの30ページの中段部分に記載があります。回答の15ページを御覧ください。ここでの論点は、これまでの調査票の回収率とオンラインによる回収率、また、その評価と回答が得られなかった場合どうしているのかということです。調査票の回収率は、最上段の漁業経営体調査、それから下2つの流通加工調査で、前々回に比べて低下していることが見えるかと思えます。漁業経営体調査は、個人情報保護意識の高まりが要因かと考えています。それから、流通加工調査は、実はこの調査期日を11月1日から1月1日に変更した経緯があります。これによりまして、12月の業務繁忙期や年末年始に調査が重なった。もしかしたら、このことが要因かと考えているという次第です。一方、オンラインの回答率ですが、前々回より増加しています。ただ、依然として2%程度と非常に低い水準となっております。オンラインでの報告を面倒と感じていることが要因と考えております。それから、漁業センサスの集計においては、回収された客体のみを集計しておりまして、調査不能数、これは一番右下に記載していますが、これは今まで明らかにしておりませんでした。今後は、調査不能数も公表することを考えていきたいと思っております。

それから、おめくりいただきまして、16ページです。論点は、調査方法の設定の考え方ということです。前回は、全ての調査を調査員調査で実施して、流通加工調査のみオンライン調査を導入しました。今回は、記入者の利便性を向上させるという観点から、全ての調査にオンライン調査を導入したいと思っております。それから、海面・内水面の漁業地域調査。それから、魚市場調査。これは、調査協力が良い漁協を調査対象にしているということもありますので、郵送調査を導入していきたいと思っております。さらに、内水面漁業経営体調査は1つの市町村に1つの経営体しかないような市町村が全国で約4割あるのです。こういうことから、ここについて全て、調査員調査にするということも非効率ということもありますので、地域の実情に応じて、郵送調査、場合によっては農林水産省の出先機関の職員が調査票の回収に回るということもあるかもしれません。このようなことを考えていきたいと思っております。

さらに、回答の3番目です。ここでの論点は、ASPと言われる電子メールによるオンライン調査、それから、政府統計共同利用システムを使ったオンライン調査、この使い分けについてです。このASPサービスは、アプリケーションサービスプロバイダーという

のですが、これはエクセルの調査票を使った簡易な調査方法で、セキュリティ対策もされているということです。海面・内水面の漁業地域調査、それから魚市場調査。これは比較的調査事項が少なく、報告者が漁協職員ということもありますので、ASPサービスを用いる。一方で、これ以外の調査票ですが、これは個人などの事業者が回答することになりますので、仮パスワードの提供だとか、よりセキュリティ対策が万全な政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査により実施していきたいと考えています。

おめくりいただいて、17ページです。論点は、試行調査での郵送、あるいはオンライン調査の回答状況ということです。オンライン調査及び郵送調査で実施した海面・内水面の漁業地域調査、魚市場調査では、全て調査票を回収できまして、回答も特段の問題点は見られておりません。それから、郵送調査で実施した内水面漁業経営体調査は一部督促を行いましたけれども、全ての調査票を回収できまして、回答も特段の問題点はみられていないという状況になっています。

おめくりいただきまして、18ページです。ここに記載してある内容は、この論点でいうと、試行調査での問題点と改善点ということについて触れているのですが、特段の問題点は生じていないということです。ただ、郵送調査だと当然、調査員から説明できないわけです。したがって、調査票の記入不備を最小限にとどめるような工夫がやっぱり重要かと考えているところです。紛れのない回答ができるように、記入の仕方等をより充実させていく必要があると考えています。

おめくりいただきまして、19ページです。ここでの論点は、今回の改善点と負担軽減の効果、それから、スマートフォンなどによるオンラインの回答についてということです。ASPサービスも活用しまして、全ての調査においてオンライン調査を導入することで、一次審査の労力が軽減して、調査票回収の負担も軽減されるというように考えている次第です。それから、2番ですが、全ての調査対象に対して、ID・パスワードを配布、それから、操作マニュアルの簡易版も配布するということをしておりまして、オンラインの利用の向上が図られると考えております。

それから、3番と4番ですが、調査員調査から郵送又はオンライン調査へ変更することによって、調査実施機関の事務負担が軽減されるということも考えております。それから、5番ですが、スマートフォンやタブレットによる回答については、本調査の調査票の特性等を踏まえながら、次回以降に向けて慎重に検討していきたいと考えている次第です。

私どもからは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

これは実地調査のことにかかなり係ることもでもありますので、県からも御意見がありましたらお聞きできればと思っておりますが、千葉県、静岡県から何かお気づきのことなどありませんでしょうか。

○久保千葉県総合企画部統計課長 千葉県ですけれども、調査員を選ぶときに非常に大変という御意見は随分伺っているのですけれども、特にオンライン調査について今までそう

というような希望とか苦情とか、そういうのは特に聞いておりません。

○川崎部会長 ありがとうございます。

○藁科静岡県経営管理部情報統計局統計調査課 静岡県です。調査員の負担が軽減されるといった点で、調査員の確保をする上でも負担が軽減されるといったことは、とても都道府県にとってもメリットがありますので、良いことだと思います。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

確かに物理的に調査員が足を運ばなくてよくなるということもありますので、これは大変方向としては良いし、また、国全体としても、このような方向を進めているということでもありますので、実地調査の業務に支障がない、むしろ貢献するということであれば、確かに良い方向であろうかなというように、今の御意見を聞きながら私は感じたところです。

ということで、ほかに御意見はありますか。よろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○河井委員 2つほどあるのですが。まず1つは、オンライン調査になるということで、先ほど大きく問題ないというか、今日いただいた資料の17ページでは、表1ですか、オンライン回収率が76.9%とか100%とか非常に高い水準になっていますので、以前の2013年の結果ですね、これは15ページのオンライン回答率が1.4%のものが随分改善するということ期待してよいものなのかどうかというのが1つですね。あと、17ページの表1をみて問題ないとおっしゃったのですが、海面漁業地域調査では23.1%の調査票について回収後に補正したということだったのですけれども、これは問題ないというのか。どのような補正が必要だったのか、もし情報があったら教えていただきたいということです。それが1つ目ですね。

2つ目は、先ほどプレプリントの議論があったのですが、オンライン調査でもプレプリントが行われるのかどうか。どの程度行われるのかという目算があれば、お教えいただきたいということです。以上です。

○川崎部会長 いかがでしょうか。お願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。

まず1つ目の、海面漁業地域調査においては、今回はオンライン調査を実施しておりません。これは試行調査の結果ですが、調査対象者が漁協なのですね。したがって、しっかりした組織ですし、事務の担当もいる。オンラインとかパソコンを使うのにも慣れているので、結果もこういう数字ですし、多分、実施上も恐らくうまくいくのかなという期待感もあります。

それから、23.1%の調査票について、どういう補正を行なったかについては、後ほどお答えします。

それから、プレプリントの状況ですが、今回プレプリントを実施していきたいと思っているのは内水面漁業地域調査のみです。これも内水面漁協が御回答してくれるのだと思うのですが、ここも当然プレプリントも行った形のオンライン調査票としていくということを考えているので、プレプリントも参考に御回答いただく。他の調査票のプレプリントに

については、また次回の漁業センサスにおいて少しずつ考えていくということになると思いますので、そのときは当然オンラインにもプレプリントを使った調査票ができ上がっていくというように考えています。

**○島内農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（漁業センサス統計班担当）** 海面漁業地域調査の調査票の補正のところですが、試行調査票のときに、今の調査票と少し違う形で試行調査を行ったのですが、「遊漁関係団体との取組がありましたか、なかったですか」といったような問いを立てておまして、その段階で取組なしに丸を付けていただきましたのですが、例えば、丸がなかったりなど、単純に職員が見て分かるような内容の補正をさせていただいたものの数値をまとめたところです。

**○川崎部会長** よろしいでしょうか。

**○河井委員** はい。

**○川崎部会長** それでは、これについては特段問題ないということなのかなと理解いたしましたが、私からもう一点、別の観点からお尋ねしてよろしいでしょうか。これ、資料の15ページのところの表を見て、今の河井委員の御発言を聞きながら少し気になったのですが、この中に表があって、一番右のところに調査不能の客体数が出ております。先ほどの御説明で、調査期日を11月1日現在から1月1日現在に変更したということがあって、しかも年末の休業などと重なったことが要因でやや調査不能が増えたということのようですが、これはもしかして1月1日というのは皆様どちらかというともう休みにも入られているような状況にもなるわけですが、そういう意味では、これはオンライン調査の問題ではそもそもない質問になるのですが、1月1日現在というのが良かったのだろうか、また調査の実務上は1月1日にまさか漁家や漁業経営体に対して質問されているわけではないのだらうと思いますが、どのようにされているのだらうかというのが少し気になりましたので。この調査不能を減らすために、調査期日と実際に調査を実施する日がどのようになっているのか、教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** ありがとうございます。お答えします。

後ほどの議論のところでもまた出てくるのですが、調査時点を1月1日という時点で切っている。以前の11月1日を1月1日に変えたのですが、これは流通関係1年間の活動実績を統計値に表したいということがあるので、暦年に変えたのですね。だから、1月1日という設定にしたのです。先ほど説明したとおり、1月1日だと年末年始にまたがってしまうので、調査票を12月に配って1月末に回収するということをしていた。この辺は今後に向けて改善していこうと思っているところです。

**○川崎部会長** 分かりました。少しオンライン調査から先取りしたような質問をしてしまって申し訳ありませんでした。事情はよく分かりました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今回の調査の実施方法としてオンライン調査の導入、それから行政記録情報等の活用といったところにつきましては、この部会としても了承したというように整理させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、今度は大きな項目として、「報告を求める期間の変更」です。これにつきましては、審査メモでいいますと32ページ、それから、論点の回答の資料2では20から21ページです。

それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 32ページの「(4) 報告を求める期間の変更」についてです。前回調査におきましては、魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票につきましては、今も少しお話が出ましたように、調査票を12月15日に配布し、翌年1月31日までに回収することとしておりましたが、報告者や調査員からの見直し意見を踏まえまして、調査票の配布も年明けに行うよう、1月10日に変更することとしております。

これにつきましては、報告者等の負担等を考慮したものであることから、おおむね適当と考えられますが、必要かつ十分な報告期間の確保等の観点から、3つの論点を整理しております。事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 答えいたします。審査メモの32ページ、中段(4)の論点ということです。

回答の20ページを御覧ください。論点は、前回調査で報告期間を変更したことに伴う回収率の影響ということです。前回の流通加工調査は、11月1日現在から1月1日現在へ調査期日を変更したということです。報告期間も12月15日から1月31日までというように変更したということです。この結果、回収率が若干低くなったということですが、これは12月の業務繁忙期、あるいは年末年始の休業と重なったことが要因と推察しているということです。

おめくりいただきまして、回答21ページを御覧ください。論点は、報告期間の見直しへの意見と、調査期間が実質上3週間に短縮されるわけですが、調査期間が十分に確保されているのかということについてです。調査員からは、年末は繁忙期で忙しくて、実際には年明けに調査票を配布した、あるいは、年末年始の訪問には無理があるというような意見が出されているということです。このようなことを踏まえまして、2018年のセンサスでは、年末を避けて年明け、1月10日に配布して、1月31日までに回収する形に変更したいと思っております。この結果、実際の記入期間は短縮するわけですが、実質的には恐らく影響は低く、過度に報告者に負担を課すものではないのかなと考えています。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の御説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

少し私の方で先走って質問してしまいまして、こちらで詳しく御説明いただき、ありがとうございました。

いかがでしょうか。特段、御意見はありませんでしょうか。

これは、調査期間が長ければ必ず回答するというわけでもなくて、一般的には、人間は

案外、期限が伸び過ぎると、だらだらと忘れてしまう危険もあるので、適当なタイミングで督促しながら確実に回収していくというのが多分大事だろうと思うので、そのような観点からも、これをお考えになっているのかなとお聞きしながら受けとめました。ということで、これはかなり実務的にいかにうまく督促・回収していくかというところでもあろうかと思しますので、大枠として、このような設定をされるというのであれば、更にきめ細かな督促なども恐らくお考えなのでしょうから、そのようなことを組み合わせていただければ、それなりの良い成果が得られるのではないかなと私なりには受けとめました。

ということで、特段、これについては御意見もないようですので、部会として了承したという扱いとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、次の項目に進ませていただきます。次は「集計事項の変更」ということになります。これにつきましては、審査メモでいいますと32ページ、それから、論点への回答としては資料2ですが、22から23ページです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、「(5) 集計事項の変更」についてです。今回の変更計画では、集計事項につきまして、調査票の統合・再編、調査事項の追加・削除等に伴い、調査結果として作成される集計事項（集計表）の追加、削除等を行うこととしております。

これにつきましては、漁業に関する政策課題を検討する上で有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適切と考えられますが、どのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適切かといった確認など、2つの論点を整理しております。事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございました。

それでは、農林水産省からお願いします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** お答えいたします。

審査メモの32ページ下段の(5)の論点です。回答は22ページを御覧いただけますでしょうか。論点は、今回の集計表がどのようなになるのか、それから十分かつ適切なものとなっているのかということです。

今回作成します集計表について、別添1、別添2という資料があります。恐縮ですが、別添1の1ページを御覧いただけますでしょうか。黄色い網がいろいろ掛かったものですが、この1ページですが、これは集計表の表頭・表側の組合せについて整理したものです。表の上段に縦書きで記載しているのが表側の分類です。左側に横書きで記載しているのが表頭の分類という形になります。そして、黄色の網掛けをしている部分が、今回新たに調査項目を追加することに伴う追加項目ということになります。また、交差した部分に一重丸だとか二重丸だとか丸が付いていますが、これが該当する表頭と表側との間で集計表が提供される部分ということになるわけです。

この黄色の網掛けした部分の表頭・表側を抜粋した、別添2という資料がありますが、この1ページを御覧いただけるとありがたいのですが、漁業経営体の表側分類を示したも

のです。ここでも黄色い網掛けをしています。この黄色い網掛けした部分が今回新規追加する事項ということになるわけです。例えば、一番左端ですと、「とらふぐ」だとか「くるまぐろ」の養殖というのが出ていますが、これが項目追加したことによって表側分類にも追加される、また、3列目では、これは新しく販売金額1位、2位、3位ということ把握するようにしていますが、この漁業種類の統計に使っていく表側分類、こういう形で出ているということです。

これが1ページ、2ページ、3ページと続きまして、4ページをお開き願いますでしょうか。ここからは漁業経営体の表頭分類ということになります。表頭に該当する分類、ここも同じく黄色い網掛けをした部分が新しく追加をされる表頭部分ということになっています。こういう表頭・表側のマトリックスの形で統計表を提供するという整理をさせてもらっているということです。

それから、今回調査票の削除項目があるわけですが、項目の削除によってどういう統計表が失われるのかということ整理したのが別添3です。ここでは、報告書の目次の体系に沿って、変更部分を見え消しで訂正していますが、赤線で消した部分が、今後統計表が提供できなくなるという部分です。時間の関係もありますので、とりあえず当方からの説明は以上です。

**○川崎部会長** それでは、御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。これは調査事項自体がたくさんありますし、調査票もたくさんありますので、そのアウトプットとしての統計表ということなので、これも当然多岐にわたりますので、なかなか見切れないぐらいのボリュームがありますが、いかがでしょうか。

少し皆様がお考えの間に一言。初歩的な質問として、教えていただきたいというだけで、特に問題であるということではないのですが、資料の22ページのところに底びき網が販売金額1位、その後、その表の中のさらに2位、3位というのがクロス分類されて、相当細かい感じがするのですね。これ、知識がないものだからお尋ねするのですが、漁業経営体があるものについて1位、2位、3位というのがどれぐらい重要な情報なのかなというのが実はよく分からなくて、随分細かいなという感じもするにはするのですが、これはどういう観点から1位、2位、3位といったことが大事になってくるのかなというのを少し教えていただけたらありがたいのですが。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 今回項目を追加することの非常に大きなポイントになっておりまして、いわば地域漁業を営むときに、魚種ごとに漁期が限定されるわけですが、その期間だけ漁業をやればいいということにはならない。漁期や漁業の種類も含めて、少しでも所得向上のためにいろいろな漁業種類に取り組んでいるという漁業実態があるのですね。この実態を1位、2位、3位まで把握しているというのが今回の目的です。これはまた地域別にも違ってくる。ここを析出していききたいというのがポイントになっています。

おっしゃるように漁業種類の分類が全体で54種類あります。今ここに記載してあるように、遠洋底びき網から真珠母貝養殖まで54種類あるのですね。これが1位、2位、3位ということになると、54種類の3乗となるわけですがこれだけの組合せがアイテムとして出

てくる。これは果たして読める統計が出てくるのかという御質問だと思うのですが。このまま提供することは毛頭考えていませんで、今はもうコンピューターで容易に処理できますので、いろいろな地域で出てくるいろいろな取組について、大きく出てくるところはもちろんそのまま出すのですが、数字の少ないところは大括り化する、あるいは出現しないところはオミットして出さない。こういう形で統計表の編成も、集計上も考慮する。地域性も考慮しながら提供して秘匿措置も考えていきたいと思っています。

ここまで細かな統計を作るのは、今回初めてです。これは単純に漁業種類だけ1位、2位、3位で掛け算していますが、いろいろな経営体とこの漁業種類の組合せでまた別な統計が見えてくるということもあると思います。漁業センサスの場合、5年間のスパンで調査・取りまとめを行います、こういう結果を分析するための委託費的な予算も5年の間に組んでいますので、こういう調査結果について学識者に分析していただいて御議論いただいて、これをまた本にまとめるみたいなこともやっていきたいと思うので、このようなところは是非どういう活用があるかというのは、そこでもう一回考えていきたいと思っています。

**○川崎部会長** 分かりました。詳細なものがあれば、それから先の分析も当然できますので、これは詳細なものがなかったら、その先が進まないということでもあるので、このようなことをされるというのは良いことではあると思います。

そういうことで、農林水産省あるいは水産庁御自身でもいろいろ分析されるでしょうし、これは当然のことですが、コンピューター処理可能な形で一般の利用者にも提供されるわけでしょうから、とても目で追いかけられない部分をコンピューター処理でうまく分析していけばということだろうかなと受けとめました。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

それでは、西郷委員、お願いします。

**○西郷委員** 新しい観点の質問というのではないのですけれども、通常、例えば、活動の第1位、第2位、第3位を書いてくださいという場合には、本来だったら、アクティビティ全体を把握したいのだけれども、全部は捉え切れないので、主要なものという意味で第1位、第2位、第3位まで書いてくださいというように事業所をお願いすることが多いのです。今の御回答だと第1位、第2位、第3位って、どれが第1位で、どれが第2位で、どれが第3位というのが結構重要だということですね。こういう表章をするということは、何をやっているかというよりは、第1位が何で、第2位が何で、第3位が何でというのがすごく地域を見る上で重要だということなのかなと受けとめたのですけれども、そういうことでしょうかという確認が1つです。

あと、少し御回答の中でも触れられておりますけれども、これだけ細かい表になると、このまま表章するわけではありませんということだったのですけれども、いわゆる個体の特定というか、これを地域ごとに表章すると、どこが何をやっているかというのが外から分かってしまう危険というのがどうしても出てくるのではないかと思うのです。そうすると、それを防ぐために、いわゆるバツを付けるということをやると、結果的に表章できるものというのがほとんどなくなってしまっておそれがないのかなというのが2番目の質問で

す。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 まず、第1位、第2位、第3位の部分は、あまり西郷委員のおっしゃることの違いがよく分からないのですが。

○西郷委員 通常、経済センサス等で第1位、第2位という聞き方をするのは、主要なものという形で把握するので、集計のときには、どれが第1位に書いてあって、どれが第2位に書いてあってということを使って集計されるということはあまりないのですよね。だから、川崎部会長もおっしゃったように、こういう形で集計されるというのは、本当に初めてのことなので、こういう集計が重要だということは、何が第1位で、何が第2位でという形で表章することに意義があるのだと理解しました。経済センサスで集計するときには、確かに主業かそうではないかというのは重要かもしれませんが、最終的にはどういう活動がどれぐらい行われて、何番であろうと、どういう活動がどういう形で行われているのかというのが非常に重要だから、経済センサスで、多分、主業とそうではないものの以外で第1位、第2位、第3位ということを前面に出して集計されているというのはないように思います。だから、これが重要だというのは、順番の付き方というのが、実は重要であるということのかなと思って。他の統計表ではなかったから聞いてみたかったということです。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 このようなお答えで正確かどうか分からないのですが、これは全ての漁業種類にどれだけ取り組んだとか、どれだけの上金額があったとかという聞き方ができればいいのですが、この調査項目の設定自体が、1年間漁業に取り組んでいただいて、何となくでいいですと。何百万円、何十万円まで書かなくていいです。何となく販売金額で1番多かった漁業種類はどれですかという項目設定でしか聞けないのだと思うのですね。その結果、やはりでき上がるものは、第1位の漁業種類は何でしたかという単純な集計がこういう形になるというのが、漁業センサスの仕組みということだと思います。

それから、2番目の御指摘のところ、各アイテムにどれぐらいの出現があるかというのは、確かに、私ももやってみないと分からないところもあるのですが、もちろん詳細になればなるほど個々の秘匿性というのが出てまいりますので、ここは十分注意しながら、細かな地域については大括りするとか、出さないとかという措置は必ず行う必要があると思っています。さはさりながら、例えば、大海区みたいな大きな地域では、北海道や東北ではどういう漁業の組合せが主流で、それが経年変化でどのように変わってくるのかというのも、この統計でやはり見えてくるのだと思うのです。このようなところは、これから分析もしながら丁寧に統計を提供していくように、これから我々も一生懸命考えていきたいと思っています。

○川崎部会長 よろしいですか。私ももう少し感想だけ申し上げますと、第1位、第2位、第3位というのを僅差で第1位と第2位が近いような事業体もあるでしょうし、もう一方で第1位と第2位以下がものすごい差があるようなケースもあるでしょうから、同じ第2

位といっても全然意味が違うケースもあるのかもしれないのです。だから、そういう意味で、結構、この第1位、第2位、第3位というのは、あまり厳密に分析に使いにくいところがあるかなというのは、直感的に感じるところでもあります。しかも、先ほどの西郷委員の秘匿の問題との関係でいえば、例えば、よく分かりませんが、真珠養殖なんていうのは、そんなに事業体が多いとも思えないので、それで第1位、第2位、第3位を全部分類していったら、結構1というセルが表の中にいっぱい出てくる可能性があるので、そういう意味での秘匿の問題というのは、やはり相当注意しないといけないところもあるのかなという気がお話を聞きながらしました。ということが感想ですが、この論点はこれぐらいにいたしまして、他にももし御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、このような統計表を詳しく集計して分析されるということ自体は、せっかくの調査結果を有効に活用するという方向でもありますので、結構なことだと思いますが、むしろ今のような分析の意味ですとか、それから、秘匿の問題といったことには十分留意して対応していただくようお願いできたらと思っております。

そのような前提で、この件につきましては、大きな方向で御了解いただいたというように考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これについてはそのように扱わせていただきます。

それでは、最後の項目になりますが、前回答申において、今後の課題について指摘されています。それについての審査メモの論点と、それに対する回答をお願いしたいと思います。資料としては、審査メモは33から34ページ、資料2の回答は24から29ページです。

それでは、事務局から詳しくお願いします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、審査メモの33ページの前回答申における今後の課題への対応状況を御覧願います。

前回答申におきましては、今後の課題といたしまして、2点指摘されております。1点目は、「OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討」についてです。

前回調査におけるOCR対応調査票の導入に伴いまして、調査票の回収後のデータ入力から公表に至るまでの期間短縮の可能性について検証し、その結果を踏まえ、今回調査における公表の早期化を検討するよう指摘されております。これを踏まえまして、調査実施者では公表までの期間短縮の可能性について検証したものの、機械の読み取り精度の関係で審査・修正に時間を要しまして、公表までの期間短縮はできなかったとしております。このため、調査実施者では、今回調査では引き続きOCR調査票を導入するものの、調査票の選択項目についてマークシート方式に変更することにより、読み取りエラーを縮減し、審査・修正に要する時間短縮を図りまして、公表の早期化を図りたいとしております。

これにつきましては、前回調査の検証結果を踏まえ、公表の早期化の実現に向けて新たな対応を図るものであり、一定の評価はできるものと考えられますが、対応策として十分かつ適切なものとなっているかの確認など、3つの論点を整理しております。

2点目は、「インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討」についてです。これは先ほど御審議いただきました「(3)報告を求めるために用いる方法の変更

等」のとおり、前々回調査から魚市場調査票及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査票におきまして、オンライン調査が導入されたものの、その利用率は1%未満という結果となったことを踏まえ、利用向上に向けた対応策として検討するよう指摘されております。これを踏まえまして、調査実施者である農林水産省では、前回調査に併せてオンライン利用に関するアンケート調査を実施しまして、その結果を基に、今回調査の実施に当たり、①としまして、全ての報告者に対するオンライン回答用のID・パスワードの事前送付や、②といたしまして、紙媒体の調査票の表紙へのオンライン回答が可能である旨の明記などの取組を行うことによりまして、オンライン利用率の更なる向上を図ることとしております。これにつきましては、オンライン回答率の更なる向上に向けた新たな対応を図るものとして、一定程度の効果は期待できるものと考えますが、対応策として十分かつ適当なものとなっているかの確認など、4つの論点を整理しております。事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございました。

この部分もかなり先ほどの調査方法の変更というところとも重なるところもあるかとは思いますが、簡潔に説明いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 回答申し上げます。

回答の24ページを御覧ください。論点は、OCRでの読み取りの状況です。OCRの読み取り精度を表にしていますが、総文字数の5%強について読み取り不能となっているという状況です。

中段の2を御覧ください。論点は、農林水産省の他の統計調査で、選択項目に丸印を付ける方式で同様の問題が生じていたかという点です。農林水産省の他の統計調査においても、OCRの読み取りエラーは生じております。ただ、その場合、当省の地方組織、あるいは本省の職員が手入力で対応しています。マークシート方式へ変更を行った調査票は、残念ながら、そのようなケースはないために、試行検証はできていないという状況になっています。それから、農林業センサスの調査票では、下段にありますように、マークの記入例に悪い例も示しながら、エラー防止の工夫をしているという例もあります。

おめくりいただきまして、回答の25ページを御覧ください。論点は公表の早期化ということについてです。マークシート方式のOCR調査票への変更に合わせて、審査事務、集計作業に要する時間を短縮することによって、できる限り早期に公表できるように取り組んでまいりたいと思っている次第です。

続きまして、審査メモ34ページ下段2の論点ですが、回答は26ページを御覧ください。論点は、オンライン回収率の向上の取組と、その評価ということです。前回調査では、全ての調査対象にオンライン回答のための資料を配布して、回答が24時間可能ですよとか、あるいは回収のために時間が拘束されないですよといったことなどのメリットも含め、一応、全部の客体に説明した上で、オンライン回答を希望した調査対象についてのみ、パスワードとIDを配布したということです。この結果、表のとおり、若干利用率が向上していますが、依然として1.9%という非常に低い水準であるということです。今回の調査では、更にオンライン利用率の向上のための取組が必要であると考えている次第です。

回答の27ページを御覧ください。論点は、試行調査での取組とその評価、それから、前

回の2013年の漁業センサスに併せて行ったアンケート調査の結果についてです。前回調査の際に併せて行ったアンケート結果を表1、表2にまとめています。表2にあるとおり、紙の調査票の方が簡単に回答できそうだという方が8割以上を占めている状況です。試行調査では、このような意見への対応といたしまして、海面、それから内水面の漁業地域調査票、それから魚市場調査票について、一般的に利用機会が多いエクセル形式での電子調査票を整備したということです。加えまして、入力に至るまでの操作時間、操作が面倒だという御回答が2割程度を占めているのですが、この意見への対応といたしまして、ログインと電子調査票のダウンロードあるいはアップロードの操作だけでオンライン調査が可能であるASPサービスを利用しました。これによって、オンライン報告の面倒さを軽減する措置を講じているということです。おめくりいただきまして、操作ガイドを読むのが面倒だという回答が3割程度あったということですが、この対応といたしまして、簡易版の操作ガイドを作成して配布するという措置も講じております。これらのほか、全ての調査対象へID・パスワードを付与したり、あるいは調査票の表紙に調査票の記入・提出はオンラインでも可能ですよと大きく赤字で記載するような取組もしたということです。こうした取組の結果、オンライン調査を実施した3調査では、調査対象の半数以上からオンライン回答の協力をいただいております、一定の成果があったと考えている次第です。

回答の29ページを御覧ください。論点は、今回のオンライン調査への対応が十分かつ適切であるかということです。海面、それから内水面の漁業地域調査、魚市場調査。これは試行調査で一定の成果が得られたので、これと同様の方式、いわゆるASP方式によってオンライン調査を行うことを考えているということです。この3調査以外の調査は、政府統計共同利用システムによってオンライン調査を行うことを考えております。これによって全ての調査でオンライン調査を導入するということです。しかも、ここに記載してある①から③の措置を全ての調査対象に対して取ることによって、オンラインが可能な環境を全ての客体に付与するということを考えているということです。このように、今回のオンライン回答率向上に向けて可能な取組を最大限実施したいと思っています。さらに、広報でもオンラインの回答が可能ですよということもPRしながら、利用率の向上を図っていきたいと考えている次第です。以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それではこれにつきまして、どうぞ。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 すみません、皆様に御紹介ですけれども、配布資料の別添4に、今説明がありました、表紙に大きくオンライン提出も可能ですよとか、別添4は冒頭の資料1で農林水産省が検討した調査事項、例えば、14歳以下の追加とか、あるいは選択肢の追加とか、いろいろ今回の冒頭で変更したバージョンを反映した最新版の調査票案です。

○川崎部会長 ありがとうございます。積極的にPRといたしますか、回答者に対する訴求もされているということのようですね。

それでは、これにつきましては、御質問・御意見等ありますでしょうか。これはかなりテクニカルなことでもありますが、調査対象者とのきめ細かなコミュニケーションといい

ますか、きちんと情報伝達をし、また、それに対してうまく対応するということが必要になってくることもあるので、なかなか会議の席でこうしたらいい、ああしたらいいということが言い切れない部分でもあろうかとも思いますが、大きな方向としていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましても、皆様の御了解をいただいたものとさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、以上で本日の審議事項は全てカバーしたこととなります。本日の審議、前回と併せて、その結果を整理してみますと、全体としてはおおむね適当ということですが、本日の前半に、資料1で御説明いただきました調査事項の変更案に対する修正については、本日説明いただいたような方向で修正が必要になるということであると思えます。

ということで、それらの変更を前提として、この調査の実施計画案に対しては適当というように部会としては整理するのがよろしいかと思えますが、そのような考えでよろしいでしょうか。

あとは、答申案を作成するという事になってまいります。これにつきましては、皆様に改めてお集まりいただくのもお手間ということでもありますので、私と事務局で答申案を作成いたしまして、なるべく早目に皆様にお送りして確認いただいて、書面決議によって議決したいと考えております。そのような形でよろしいでしょうか。

それでは、そのような形で、これから進めさせていただきたいと思えます。その上で、最終的に御了解いただきました答申案につきましては、本日の部会審議の結果と併せまして、2月20日開催の統計委員会に報告すべく準備を進めたいと考えております。

なお、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局から電子メールで照会させていただくということですので、御対応よろしくお願いいたします。

それでは、大変効率的に議論を進めていただきましたので時間内に終わることができましたが、2回にわたりました産業統計部会における漁業センサスの変更に関する審議は以上となります。これで無事終了することができました。委員、専門委員の皆様、また、審議に参加いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

それでは、これで部会審議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。